

求人及び求職情報の本会のホームページへの掲載に関する規則

(平成二十年五月七日規則第二百二十九号)

改正 平成二六年一月一八日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、インターネット上に開設された本会のホームページ上に設置する、弁護士、特別会員、準会員及び外国法事務弁護士(以下「弁護士会員等」という。)及び司法修習生(司法修習生の修習を終えた者を含む。以下同じ。)に対する求人情報並びに弁護士会員等及び司法修習生からの求職情報を掲載するページ(以下「求人求職情報ページ」という。)の運用に関する基本的事項を定め、弁護士会員等、弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「本会の会員」と総称する。)の求人活動並びに弁護士会員等及び司法修習生の求職活動を支援することを目的とする。

(情報の掲載)

第二条 本会は、インターネット上に開設された本会のホ

ームページ上に求人求職情報ページを設置し、次に掲げる情報を掲載する。

一 本会の会員及び企業、官公庁その他の団体(以下「企業等」という。)からの、弁護士会員等及び司法修習生に対する求人情報

二 弁護士会員等及び司法修習生からの、本会の会員及び企業等に対する求職情報

(掲載又は変更の申請)

第三条 本会の会員は、求人求職情報ページに求人情報若しくは求職情報を掲載し、又は掲載情報を変更しようとするときは、別に定める申請書を本会に提出して申請しなければならない。

2 本会は、司法修習生又は企業等が、求人求職情報ページに求人情報若しくは求職情報を掲載し、又は掲載情報を変更しようとするときは、これらの者に対し、別に定める申請書を本会に提出して申請させなければならない。

3 本会は、前二項の申請書の記載事項に不備がある場合は、補正を求めることができる。

4 第一項及び第二項の申請書の提出及び補正は、電磁的方法により行うことができる。

(本会の会員等の情報の掲載)

第四条 本会は、本会の会員又は司法修習生から、前条第

一項又は第二項の申請があつたときは、求人求職情報ページに求人情報若しくは求職情報を掲載し、又は掲載情報を変更する。ただし、次に掲げるときには、求人求職情報ページへの掲載又は変更を拒絶することができる。

一 第十条の規定により会長が定める本会の求人求職情報ページの掲載基準に適合しないと認めるとき。

二 当該申請者が相当期間内に前条第三項の補正に応じないとき。

三 当該申請について、本会が第六条第一項の規定に基づいて当該会員の所属弁護士会に対して行う照会に対し、掲載することが認められない旨の回答があつたとき。

2 本会は、本会の会員からの申請に対し、求人求職情報ページへの掲載又は変更を拒絶する場合は、速やかに、当該申請者に対し、その旨を理由を付して通知する。

3 本会は、司法修習生からの申請に対し、求人求職情報ページへの掲載又は変更を拒絶する場合は、速やかに、当該申請者に対し、その旨を通知する。

(企業等の情報の掲載)

第五条 本会は、企業等から、第三条第二項の申請があつた場合で、相当と認めるときには、求人求職情報ページ

- 3 -

に求人情報を掲載し、又は掲載情報を変更する。

2 本会は、企業等からの申請に対し、求人求職情報ページへの掲載又は変更を拒絶する場合は、速やかに、当該申請者に対し、その旨を通知する。

(所属弁護士会に対する照会)

第六条 本会は、第三条第一項の申請があつた場合は、随時、当該会員の所属する弁護士会に対し、当該所属弁護士会の会則、会規、規則その他の規定に照らして当該会員の求人又は求職情報を当該所属弁護士会のホームページに掲載することが認められるか否かについて、照会を行うことができる。

2 本会は、求人求職情報ページに情報が掲載された本会の会員(以下「情報掲載会員」という。)について、随時、所属弁護士会に対し、前項と同様の照会を行うことができる。

3 弁護士会は、本会に対し、前二項の照会に対し、理由を付して回答するものとする。

(情報の変更)

第七条 情報掲載会員は、掲載情報について変更が生じたときは、直ちに、本会に対し、変更の申請をしなければならない。

2 本会は、求人求職情報ページに情報が掲載された司法

- 4 -

修習生（以下「情報掲載修習生」という。）又は企業等（以下「情報掲載企業等」という。）の情報掲載について変更が生じたことを知ったときは、これらの者に対し、変更の申請をさせなければならない。

（情報の抹消）

第八条 情報掲載会員は、情報を掲載する必要がなくなつたときは、直ちに、本会对し、抹消の申請をしなければならぬ。

2 本会は、情報掲載修習生又は情報掲載企業等の情報を掲載する必要がなくなつたことを知つたときは、これらの者に対し、抹消の申請をさせなければならない。

3 本会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該掲載情報を抹消することができる。

一 当該情報掲載者の申請に係る情報掲載期間が経過したとき。

二 第一項又は前項の抹消の申請があつたとき。

三 当該情報掲載会員又は当該情報掲載修習生について、第四条第一項第一号の規定により、掲載を拒絶すべき事由が生じたとき。

四 当該情報掲載会員について、第六条第二項の規定に基づいて所属弁護士会に対して行う照会に対し、掲載することが認められない旨の回答があつたとき。

- 5 -

五 当該情報掲載企業等の掲載情報が不相当と認められるとき。

六 その他本会のホームページの管理上正当な事由があるとき。

4 第四条第二項及び第三項並びに第五条第二項の規定は、前項第三号から第六号までに規定する事由が生じ、掲載情報を抹消する場合について準用する。

（本会の責任）

第九条 第三条第一項及び第二項の規定による求人情報又は求職情報の掲載又は変更の申請のあつた事項の真実性については、当該申請者が、一切の責任を負うものとし、本会は、その真実性及び相当性について責任を負わない。

（掲載基準）

第十条 会長は、求人求職情報ページの掲載基準を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則（第一条改正）抄

- 6 -

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則（第一条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）